

鶴田町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画（第2期）

令和3年1月15日
鶴田町長
鶴田町議会議長
鶴田町教育委員会
鶴田町選挙管理委員会
鶴田町代表監査委員
鶴田町農業委員会

鶴田町における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、鶴田町、鶴田町議会、鶴田町教育委員会、鶴田町選挙管理委員会、鶴田町代表監査委員、鶴田町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。法は、令和8年3月31日までの時限立法となっており、本計画は前計画（計画期間：平成28年4月1日から令和2年3月31日までの4年間）に引き続く計画として策定する。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

●数値目標等

- 目標 1. 令和 7 年度までに、管理的地位（課長・次長）にある職員に占める女性割合を、平成 31 年度の実績（0%）より引き上げ、10%以上にする。
- 目標 2. 令和 7 年度までに、班長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 31 年度の実績（18%）より引き上げ、25%程度にする。
- 目標 3. 令和 7 年度までに、育児休業を取得する女性職員の割合を 100%にする。
- 目標 4. 令和 7 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上にする。
- 目標 5. 令和 7 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合を 100%にする。
- 目標 6. 令和 7 年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を平成 31 年の実績（8.3 日）より引き上げ、10 日以上にする。
- 目標 7. 令和 7 年度までに、早出遅出勤務制度の活用により柔軟な働き方をする職員の割合を 20%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

- 3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

●取組内容

目標 1 に対する取組内容

人材プールの確保を念頭に置いた人材育成をする。

目標 2 に対する取組内容

女性職員のみを対象とする研修や外部研修（市町村アカデミー等）への派遣を行う。

目標 3・4・5 に対する取組内容

出産を控えている女性職員及び配偶者が出産を控えている男性職員に対し、管理職員（又は人事担当者）による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進や助言を行う。

目標 6 に対する取組内容

年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

目標 7 に対する取組内容

早出遅出勤務制度の積極的利用を促す。